

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 利根町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
2,016	1,466	199	3,681

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,462	5,277	184	122	800	4,078	
町営霊園事業会計	15	13	2	2	0	0	
一般会計等	5,477	5,290	186	124		4,078	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	402	321	82	1,884	13	160	0	法適用
公共下水道事業会計	375	368	7	6	114	1,381	765	
国民健康保険特別会計(事業会計)	2,016	1,862	154	154	148	0	0	
国民健康保険特別会計(施設会計)	128	107	21	21	2	0	0	
老人保健特別会計	204	175	29	29	18	0	0	
介護保険特別会計	884	859	25	25	117	0	0	
介護サービス事業特別会計	11	9	2	2	1	0	0	
後期高齢者医療特別会計	223	220	2	2	129	0	0	
公営企業会計等 計				2,123		1,541	765	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	2,329	2,299	30	30	84	5,468	1,162	
龍ヶ崎地方衛生組合	1,058	1,033	25	25	0	2,132	63	
稲敷地方広域市町村圏事務組合(一般会計)	3,573	3,539	34	34	10	866	47	
稲敷地方広域市町村圏事務組合(養護老人ホーム松風園特別会計)	168	163	5	5	16	0	0	
稲敷地方広域市町村圏事務組合(水防事業特別会計)	13	12	1	1	1	0	0	
茨城県市町村総合事務組合(一般会計)	32,281	32,260	21	21	19	0	0	
茨城県市町村総合事務組合(県民交通災害共済事業特別会計)	306	302	4	4	19	0	0	
茨城県租税債権管理機構	585	343	242	242	0	0	0	
茨城県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	929	866	63	63	1	0	0	
茨城県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	203,918	199,686	4,232	4,232	1,227	0	0	
一部事務組合等 計				4,657		8,466	1,272	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	629	787	158
減債基金	259	159	△100
その他充当可能基金	1,762	1,955	193
充当可能基金計	2,650	2,901	251

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.72	3.34	△1.38	△15.00	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	56.98	61.02	4.04	△20.00	△40.00	公共下水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	15.50	16.30	0.80	25.00	35.00				
将来負担比率	37.60	11.60	△26.00	350.00					
財政力指数	0.51	0.52	0.01						
経常収支比率	98.20	93.20	△5.00						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。